

知財ist研修2019シラバス

【知財ist研修2019】	
課程	法律課程
科目	知的財産権と民法 2日間
副題	～知的財産権と民法（法学概論含む）～
日程	2019年5月16日（木）、5月23日（木） いずれも10:00～17:00
講師	ユアサハラ法律特許事務所 弁護士 深井 俊至 氏
科目別受講料	会員34,000円、一般42,000円（消費税8%含む、テキスト代含む）
おまとめ受講料	全課程おまとめ受講料（47日間）会員500,000円、一般600,000円 法律課程おまとめ受講料（16日間）会員200,000円、一般260,000円
説明	<p>本科目では、知財実務担当者および法務関係者にとって必須となる民法について、実務家により、知的財産法と関係する部分（2020年4月施行改正民法を含む。）を中心として、基本的事項を説明します。</p> <p>契約や紛争の予防・対応において、特別法である知的財産法の基盤として知財案件にも適用される民法の規定やその考え方を理解することが必要となります。</p>
レポート、演習の有無等	講義最終日にレポート課題を提示します。希望者は講師による採点を受けることができます。（おまとめ受講者で、知財ist研修の修了証書が必要な方はご提出が必須です。）レポートの返却は、ご提出期限より約2カ月後となります。
事前質問について（研修日より1週間前まで）	研修当日に、講師にお聞きになりたい事項等ございましたら、5/9までにメール（chizaist@jiii.or.jp宛）にて承ります。（ご質問の内容によっては、講義時に講師より直接説明を求められる場合もございます。）

<p>研修項目（昨年度目次例等）</p>	<p>第1章 民法とは</p> <p>第2章 総則</p> <p>I 権利の主体</p> <p>II 権利の客体-物</p> <p>III 法律行為</p> <p>IV 期間</p> <p>V 時効</p> <p>VI 一般条項</p> <p>第3章 物権</p> <p>I 物権及びその得喪変更</p> <p>II 占有権</p> <p>III 所有権</p> <p>IV 質権</p>	<p>第4章 債権</p> <p>I 「債権」及び「債権の目的」</p> <p>II 債務不履行</p> <p>III 債権者代位権及び詐害行為取消権</p> <p>IV 債権の譲渡</p> <p>V 債権の消滅</p> <p>VI 相殺</p> <p>VII 契約総論</p> <p>VIII 売買</p> <p>IX 和解</p> <p>第5章 不法行為</p> <p>I 「不法行為」の成立要件及び効果</p> <p>II 共同不法行為</p> <p>III 使用者等の責任</p> <p>IV 知的財産権侵害と行為地</p> <p>第6章 不当利得</p> <p>判決集</p>
<p>参考書籍等</p>		
<p>過去受講された方々からの感想等</p>	<p>・初めて民法を勉強して、普段何気なく行っていることが法律行為と結びついていることを実感しました。業務で気を付けていないと危険に感じました。</p> <p>・法律を学ぶのは初めてだったので、内容が難しかったですが、普段何気なく使っているような用語が法律上では定義が自分が考えているものとは異なっていたので、勉強になりました。</p> <p>・講義内容や時間配分は初学者にはちょうど良いと思います。</p> <p>・法律の知識があまりないので、基礎となる民法と知財に関連する内容が学べて、とても身になる講義でした。</p>	
<p>研修をご欠席される場合は。</p>	<p>・代理の方のご出席も可能です。事務局までご連絡願います。</p> <p>・ご欠席された場合は、研修にて使用したテキスト等配布資料を、後日、送付（ないし直接お渡し）いたします。</p> <p>・希望者は、講義（講師の声のみ）を録音したCDを借りることができます。事前にご連絡いただき、直接事務局まで借りに来ていただいております。（返却は郵送でもかまいません。）（貸出期間約3週間、詳しくは事務局にお問い合わせください。）</p>	
<p>弁理士会継続研修</p>	<p>本科目は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると外部機関研修として、2日間で11単位が認められる予定です。</p>	

2019.3.15